

12月3日(日)～9日(土)は障害者週間 みんなが笑顔で過ごせるまちへ

障害者週間は障害者基本法の改正により、「国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めること」を目的として定められました。市では毎年、期間中に展示会を行い、障害のある方に対する理解を広めるとともに、障害のある方の活動を応援しています。(詳しくは下記の記事を確認してください)。

☎障害福祉課障害福祉係 ☎042-497-2073

自分にもできること～合理的配慮～

合理的配慮とは、障害のある方からお願いされたときに、負担にならない範囲で協力することであり、障害者差別解消法によって内容が定められています。難しく考える必要はなく、「ゆっくり話す」「席を譲る」「声をかける」ことも合理的配慮となります。自分にもできることは何か、この機会に考えてみましょう。

【具体例】

マンションに住む知的障害があるAさん。掲示板に貼られたお知らせが気になってしまい、その前でじっと立ち止まったり、目に入った紙を破いてしまいます。他の住民も見ると、家族も申し訳ない気持ちがありました。そんな様子を見た管理人さんが、Aさんが作業所に行き帰る時間になると、掲示板を白い布で隠して紙が見えないように工夫をしました。そうしてAさんは紙を破ることなく、毎日元気に通所をしています。



作品の展示・販売

①市内事業所などで製作した作品の展示、②市内事業所などで製作した作品などの販売、③市内事業所などの紹介を行います。例年の展示に加え、今年度から新たな取り組みとして販売を行います。ぜひお越しください。

☎①12月4日(月)～8日(金)午前8時30分～午後5時②12月4日(月)～8日(金)午後1時30分～3時30分(4日のみ午前9時30分～11時30分も実施)③12月11日(月)～15日(金)午前8時30分～午後5時 ☎①②市役所本庁舎1階市民交流スペース③市役所本庁舎2階市民協働サロン兼ギャラリー

表紙の写真について

表紙の写真は、ひだまりの里きよせの利用者が作ったアート作品です。ひだまりの里きよせは知的障害のある方の施設入所支援や、日中の活動の場所として生活介護、就労継続支援B型を運営しています。また地域の方向けに地域交流スペース(体育館)の貸出も行っていきます。



12月4日(月)～10日(日)は人権週間 「誰か」のことじゃない

基本的な人権及び自由を尊重し確保するために、すべての国々が達成すべき共通の基準として、昭和23年12月10日の第3回国際連合総会で「世界人権宣言」が採択されました。このことを記念し、12月4日から10日までを人権週間と定め、各地でさまざまなイベントが行われます。本年清瀬市では『人権パネル展』を開催します。この機会に人権について考えてみてはいかがでしょうか。

なお、市内小・中学校でも毎年人権に関する取り組みを行っています。☎市民協働課協働係 ☎042-497-1803

◆人権パネル展

☎12月4日(月)～8日(金)午前8時30分～午後5時(8日は午後3時まで) ☎市役所本庁舎2階市民協働サロン兼ギャラリー ☎市民協働課協働係 ☎042-497-1803



昨年のパネル展の様子

◆人権の花運動

次世代を担う小学生がお互いに助け合いながら花を栽培することで、協力し感謝することの大切さを学びます。これにより、豊かな人権感覚を身につけてもらうとともに、一般の方への人権尊重思想の普及・啓発を目的として実施しています。今年は清瀬小と清明小で実施しました。



清瀬小

清明小

◆全国中学生人権作文コンテスト東京都大会

次世代を担う中学生が人権問題についての作文を書くことにより、人権尊重の重要性や必要性の理解を深め、また、入賞作品を周知することで、一般の方にも人権尊重を根付かせることを目的として実施しています。今年度は清瀬中3年生が日常の家庭生活、学校生活やグループ活動などの中で得た体験を題材とし、甲斐匠さんの「いじめをなくすためには」が市の代表作品として選ばれました。

拉致問題を考える講演会とコンサートの集い

☎どなたでも ☎12月17日(日)開演午後1時 ☎浅草公会堂(台東区浅草一丁目) ☎学校法人柏専学院新潟産業大学 経済学部特任教授 蓮池薫氏 ☎12月11日までに氏名(カタカナで記入)、お住いの区市町村名、電話番号

を任意の様式で記載の上、ファクスまたはメールで ☎03-5363-3076 ☎jinken01_tokyo_moj_bal@i.moj.go.jpへ ☎東京都人権擁護委員連合会 ☎03-5363-3081

◆子どもたちからの人権メッセージ

すべての子どもが人として生きる権利を尊重し、必要な保護と援助が与えられるように、平成元年の国際連合総会において『児童の権利に関する条例(子どもの権利条例)』が採択されました。子どもたちに人権尊重の精神と自由に意見を表明する権利を理解してもらうことを目的に「子どもたちからの人権メッセージ発表会」を開催しています。今年度は清瀬三小5年小椋あかりさん「差別について考えたこと」が市代表に選ばれました。

健幸長寿歯科健診 ～お口の健康から始まる全身の健康～

口腔機能の低下、オーラルフレイルなどの予防を目的とした歯科健診を実施します。

問診、歯の状態検査、嚥下・咀嚼機能などの口腔機能評価、その他、口腔内検査を行います。全身の健康と深い関わりがあるお口の健康状態を無料で確認できる機会ですので、ぜひ受診してください。

☎市に住居登録があり、令和6年3月31日時点で76歳、78歳、80歳の方 ☎12月1日(金)～令和6年2月29日(木) ☎清瀬市歯科医師会加入医療機関 ☎無料 ☎健康推進課成人保健係 ☎042-497-2076

※対象者の方には、11月下旬に受診券を送付しています。詳しくは受診券を確認してください。

※訪問での歯科健診は行いません。



詳しくはこちら

オーラルフレイルとは…嚙んだり、飲み込んだり、話したりするための口腔機能が衰えることを指し、早期の重要な老化のサインとされています。嚙む力や舌の動きの悪化が食生活に支障を及ぼしたり、滑舌が悪くなることで人や社会との関わりを減少を招いたりすることから、全体的なフレイル進行の前兆となり、深い関係性が指摘されています。

(日本歯科医師会ホームページ：「オーラルフレイル対策のための口腔体操」より)

納税にご協力を

■夜間納税・納税相談 ☎12月20日(水)・21日(木)午後8時まで
■日曜納税・納税相談 ☎12月17日(日)午前9時～午後4時

■土曜納税・納税相談 ☎12月9日(土)午前9時～正午
☎いずれも市役所徴収課窓口 ☎徴収課徴収係 ☎042-497-2045